



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治初年弘前藩の「帰田法」をめぐる地主と農民
Author(s)	長岡, 新吉
Citation	北海道大学 経済学研究, 13(3, 4), 117-145
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32273
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3)(4)_P117-145.pdf



明治初年弘前藩の「帰田法」をめぐる地主と農民

長 岡 新 吉

は し が き

明治初年の弘前藩における「帰田法」については早くから紹介されている¹⁾が、従来「土族授産」研究の視点からのみ問題にされてきたこの「帰田法」を、明治維新の土地変革過程のなかに位置づけ、その意義を解明しようと試みたのは、丹羽邦男氏の労作²⁾が最初である。すなわち、氏は、この「帰田法」の他藩のそれに対する特異性に着目し、これを、領主・家臣団を体制的に「地主」に転化することを企図した、領主階級の利害に基礎づけられた土地領有制改廃の一典型とみなしている。そして、こうした土地領有制解体方式が廃藩置県後の中央政府内部の「絶対主義官僚勢力」によって否定された時、はじめて地租改正と秩禄処分が具体的に日程にのぼるにいたったとみているのであり、弘前藩の「帰田法」は、高知藩の「禄券法」とともに、明治維新の土地変革の性格を解明する上に重要な意味をもつものとして取上げられたのであった。

しかし、こうした意義づけが試みられているにもかかわらず、「帰田法」それ自体の内容は現在十分に明らかにされているわけではない。たしかに、前述のように、その内容と経過は早くから紹介されているが、それらはいずれも公刊のかぎられた史料・文献に依拠しており、³⁾したがって紹介された内容もごく概略だけにすぎず、不明の点がなお多く残されている。このことは、同時に、丹羽氏によるこの「帰田法」の意義づけないし性格規定にもなお吟味の余地があることを意味している。

すでに紹介されている範囲をこえて、以下にやや立ち入った考察を加えようとするのは、この「帰田法」のいわば第一段階をなす藩による地主からの強制的な耕地買収（いわゆる「余田整理」）の方法と経過およびその間の地

主・農民の動向である。

弘前藩における「帰田法」の成否は藩による地主からの耕地買収の成否にかかっていた以上、その耕地買収の方針がいつ、いかなる経過をもって策定されたか、がまず第一に明らかにされねばならぬ問題である。また、耕地買収の対象とされた地主およびその保有地の小作人にとって「帰田法」は大きな衝撃であったことは疑いなく、とすれば、これが実施に移された時、彼等が一体どのような動きをみせ、それに対しまた藩当局がどのように応じていったか。さらに、耕地買収の対象となった地主のうち自から藩に田地の献納を申出ている地主も少なくなく、なかには50町歩の田地を献納している地主もあるほどで、弘前藩の「帰田法」の特質と、その意義を問題にするに当って、このいわゆる「献田」のもつ意味はまずどう説明されたらよいか。これらも当然問われてしかるべき事柄であるにもかかわらず、これまでまったく不問に付されたまま明らかにされていない。

本稿では、これらの諸点に照明をあて、「帰田法」の一局面をできるかぎり明らかにしていきたいと考える。この第一段階につづく第二段階としての士族への耕地分与の方法と経過およびその結末までも含む「帰田法」全体の歴史的性格の検討は、まだここでの課題ではなく、これについては別稿を予定している。

- 1) 肴倉弥八「明治維新に於ける津軽藩の士族授産と余田整理」(青森郷土会『うとう』4号所収)、吉川秀造『士族授産の研究』、『青森県農地改革史』等。
- 2) 丹羽邦男『明治維新の土地変革』および「地主制創出の政治過程について」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収)。
- 3) 丹羽氏にあっては主に依拠した資料が『津軽承昭公伝』である旨が明記されている。

1 耕地買収方法の決定過程

藩が「帰田法」の実施、したがってそれにともなう耕地の買収を発表したのは明治3年10月10日とされている。同日藩主(知藩事)津軽承昭を含む藩主脳部が木造村の官所に近傍の地主を招集し、版籍奉還後の家禄削減による

士族の窮状とその救済の必要性を訴え、耕地分与による士族の「帰農」を図るため地主からの田地買収を「告諭」したのがそれである。そしてこの「告諭書」には「田地引揚の方法ハ、拾町歩余持たる者より、拾町歩ハ残し与へ、其余分を引揚る事にて、尤定価を以て返すべきなれども、目今疲弊の余、許多の金を出す事力の及ばざる所なるを以て、明年より三カ年に配賦して、一反歩金三両積りを以て償ひ与ふべき也。」¹⁾と田地買収の方針が示された。耕地買収の方法については、実はこれまでこれだけしか明らかにされておらず、あたかもこの「告諭書」において藩の最終の方針が発表されたものであるかのごとく説かれてきた。しかし、これは正しくなく、この時点で藩の方針は最終的に確定していたわけではない。

「帰田法」が弘前藩において一体いつ頃から計画されたか必ずしも明らかでないが、明治3年9月の「藩制」制定にもとづく藩制改革直後の権大参事西館孤清の建策が発端のようである。²⁾『津軽承昭公伝』の編者は付記してこの間の事情を次のように伝えている。「本藩ニ於テ時勢ニ伴ヒ、士族ノ秩禄ヲ減定スルニ至ルヤ、孤清世ノ変遷ヲ洞観シテ、其土著力食ノ策ヲ建ツ、大参事西館融、山中逸郎之ニ賛同シテ公ニ上言ス、公、之ヲ採容シテ大ニ意ヲ決セラルヽ所アリ、其計画ヲ孤清ニ委ス、孤清思ヘラク、此挙若シ其処置ヲ誤ルトキハ、其成功難カルベシト、乃テ其予画ヲ密ニシ、其計策ヲ深クシ、先以地方事務ニ熟達セン大属織田虎五郎、権大属長谷川良八ヲ挙ゲテ蔽ニ洩漏ヲ戒ム、而シテ其予画熟スルヤ、亦密ニ庁議ヲ遂ゲ、公ノ裁決ヲ得テ突如木造村ノ告諭アルニ至ル、故ニ誰アリテ此予画ヲ知ルモノナカリシ」³⁾と。ただ、ここでも木造村における「告諭」の時までに藩の方針が決定していたかのごとく記述されており、おそらくこれまでの説明はこのあたりに依拠したものであろう。たしかに大筋のところは決定をみていたろうが、しかし、この時点では、士族への耕地分与の方法はもちろん、耕地買収についても細部にわたる具体的方針が確定していたわけではない。

明治3年6月18日「藩治職制」改正により藩機構は藩庁、民事局、軍事局、学校の4分課となり、うち民事局には租税、通商、山林、訴訟、庶務の5署

が設けられたが、「帰田法」の立案担当機関はこの民事局租税署であった。「帰田法」の具体的方針の策定過程は租税署から藩庁への伺および藩庁のこれに対する指令を収録した文書綴⁴⁾によって知ることができる。これによると、3年10月15日租税署は次のような伺を出している。

今般田方拾町歩以上所持之分御買入被仰付候共畑□村々之内田畑ニ而拾町歩余所持有之者ノ御買入不被仰付候而者至当之御所置無之様与存候間左ニ
一、田方拾町歩以上所持ニ而御買入被仰付候者共之内畑方モ拾町歩以上所持有之分者御買入被付候様尤尅反歩ニ付尅兩式歩代銀被下候様
一、所持之田方拾町内ニ而御買入ニ不相成候分者田畑合而拾五町歩以上所持之部ハ其者勝手ニ任セ田畑兩様之内ニ而御買入被仰付候様
右之通御聞届被仰付度此段奉伺候以上

この伺文には上部に藩庁の印が押されているのみで貼紙による指令事項の記載がなく、そのまま裁可された形式をとっているのも、この時点ではじめて買収の対象となるべき耕地の基準が決定されたことがわかる。すなわち、木造村における「告諭」の時点では田地10町歩以上を所持している地主の10町歩を超過した分（すなわち「余田」）のみが買収の対象とされていたのに対し、その枠がさらに拡張られ、畑地10町歩以上所持している場合にも10町歩を超えた部分が新たに買収の対象に加えられ、また、田地10町歩以下でも田畑合計15町歩以上の場合は15町歩を超えた部分について田畑いずれかで買収することとなったのである。⁵⁾

ただし、注意を要するのは、これは、在方地主についてのみであって、町方家業持の地主の場合は、この時点では所持地全部が買収の対象とされていたことである。

租税署は同年10月18日「今般田方御買入之上士族卒江御割渡被仰付候ニ付概略手続左ニ申上候」として「帰田法」の基本方針を11項目にまとめて藩庁に上申し、その裁可を求めているが、その第2項に次のごとく述べている。

一、御給禄有之社寺院並町方家業持ニ而田方所持有之分士族卒同様御買入御給禄無之社寺院銘々手作之分者従前之通被仰付候様

但 官所備田方等之義も同断御買入之事

ここで「士族卒同様御買入」とは、この「概略手続」第1項の「士族卒田方取持之有分此度被差立候定価を以御買入被仰付候様」を承けていて、従前開墾等により私的所有を認められていた下級士族・卒の耕地も買収することとされ、その場合には全所有地が対象となっていたのである。同月（日欠）租税署の作成になる支藩黒石領内への布告案の一節「士族并医師御給禄有之社寺院其外町方家業持ニ而田畑取持之有分不_レ残御買入被_レ申付候条」云々は、このことを明言している。ただ、士族・卒の場合にはいずれ耕地分与にあずかるのだから、従前の所有地をそのまま所有したい者には配分面積相当の分だけ（所有地が配分面積に満たぬ場合は新たに追加される）これを認める方針であった。

ところで、10月18日上申の「帰田法」にかんする「概略手続」には、さらに耕地買収の方針として次の二点があげられている。第一は、「黒石領越石田方取持之有分差除キ其余拾町歩已上取持之有分御買入被_レ仰付候様」とあって、弘前領内在方地主の黒石領内における所持田畑は対象からはずされていることであり、第二は、そしてこの点はその後の方針変化との関連で重要なのだが、「御買入田方之内士族卒又者市在之もの江質入致置候分銀主江御定代金被_レ下置御引上ケ被_レ仰付候様」と述べ、質入田畑はすべて質取主から買上げることにしている点である。

さて、この「概略手続」によって耕地買収方針の大綱は策定されたとみなしてよかろうが、しかしこれとても最終的なものではなく、その伺の末尾に「猶委細之義者追々取調可申上と奉存候」とあるように、租税署においてその後もなお検討が加えられているのであり、間もなく、如上の方針に対し若干の、しかも重要な修正・追加がなされたのである。伺はいずれも10月、ただし日付の記載がないので前後関係は明らかでない。

まずその第一は、「今般田畑御買入之儀黒石領越石田所持之有分差除キ其余御買入被_レ仰付候共御当領田畑黒石市在之もの共持抱之有分御買入不被_レ仰付候而者不釣合ニ相成候」として、黒石領内地主の弘前領内における保有地も買収

の対象とされたことである。また、租税署は別の伺の中で下記の二項目ををかけ、いずれも「可為伺之通事」と指令された。

一、町方家業持ニ而田畑所持之分御買入被仰付候得共弘前兩浜之外浦々之儀者家業而已ニ而全く活計之目途不相立候間在方並合御買入被仰付候様一、御買入田畑之内返り証文附之儀者本証文江売返し之訳書有之且拾ヶ年已来之証文ニ而未た年限相係候分者御引拔余ハ不殘御買被仰付候様

すなわち、第二に、前記「概略手続」では町方家業持地主の場合所持田畑すべてが買収の対象とされていたが、それが修正されて、在方地主同様田地10町歩、田畑15町歩の保有を認められたのであり、第三に、さきに質取主からすべて買収するとされた質入田畑については、過去10カ年以内（すなわち安政6年以降）の質入れで未だ年季が明けず、しかも質地証文に請戻しの条件が明記されている場合にかぎり、その部分を対象から除くこととしたのである。

以上、藩の耕地買収方針の決定過程を跡づけてきたが、これに関連していま一つ注目すべき事実がある。それは地主からの耕地買収に当って分地制限令が再度発動されたことである。すなわち、3年10月12日租税署は下記の伺を出し、「申出之通其署より布令可有之候事」と指令された。

在方子弟別宅之儀者年令并妻子員数治定も有之处治定法に相反し願出茂無之内ニ別宅致居候者儘有之趣相聞得不埒ニ付精々御吟味之上右様之者本家江引渡之上嚴重御所置可被申付候間不心得之者無之様村役共ニ而精々申付候様

右之趣五官所江御布令被仰付可然奉存候

ここで「治定法」とは年齢40歳未満の者の分家・分地を禁じた享保11年3月の布令⁶⁾を指す。この伺文および布令案はとくに耕地買収に触れていないが、両者に密接な繋がりがあることは云うまでもない。つまり、耕地買収の対象となる地主には一定限度の土地保有を認めているのだから、分地により地主保有地が分散・縮小すれば買収の対象となるべき耕地面積が縮小することとなる。しかし、土族への耕地分与のためには一定面積の耕地はこれを確

保しなければならない。分地制限令は、まさにこの要請にもとづいて、分地による買収予定面積の縮小を阻止するために発動されたものにほかならなかった。

この分地制限令は、次節にみる「帰田法」実施発表後の地主からの相つぐ分地許可願に対応するものだが、分地許可基準年齢に達している場合には落としてもこれを承認せざるをえず、その後10月下旬、下記のように、租税署は買収耕地面積に応じて分地面積を制限しこれを許可する方針を樹て、翌11月「年齢相当之分者調帳之内何方々分地致度旨早々申出候様」と管下に布令した。

一、田方拾町歩己上所持之もの共御買入高之内配当別宅成願出無余義情実有之者年齢四拾歳己上家族多少を不論御聞届被仰付候様尤拾町歩以下御買入＝可相成分者壹町歩丈ヶ拾町歩己上御買入可相成分者壹町五反丈ヶ迄規数定之上御許容被仰付候様

但 別宅成之儀一家老戸＝不限事

さて、以上の検討から「帰田法」における耕地買収の具体的方針が最終的にはほぼ決定をみたのは明治3年10月末としてよからう。ところで、以上に跡づけた耕地買収方針の変化の過程で注目すべき点は、木造村における「告諭」の時点から「概略手続」策定までは、買収耕地面積を拡大させる方向に方針が修正されているのに対し、それ以後の修正は一つを除き買収面積の縮小を結果づける内容のものであったということである。この「概略手続」以後の方針変化のもつ意味を明らかにするためには、まず藩が「帰田法」計画当初においてどの程度の面積の耕地買収を目論んでいたかを知る必要がある。現在のところその手掛りとなるのは「概略手続」の次の一項である。

一、士族卒江田方御分与之義者村位田位之高下＝随ひ出穀高之内御収納丈ヶ差除き其余作得米是迄之御給禄高江相当致し候様御割渡被仰付候様

但 作得米御給禄江相当致候様御割渡被仰付候而も村所遠近地所善悪も有之義＝付役禄之高下を不論闔取を以分賦被仰付候様

これにより、「概略手続」作成の時点では、士族・卒への耕地分与は、そ

の耕地(大部分は田地)の収穫高から貢租を差引いた部分(作得米)が耕地分与をうける士族・卒の家禄とはほぼ一致するよう家禄の多寡に応じて面積を割出し、これを分与する計画であったことが知られる。したがって、この計画実現のために必要な耕地面積を推算してみればこうなる。耕地分与の対象となった家禄15俵以上の士族数1,938名,⁷⁾ その家禄合計79,340俵,⁸⁾ 俵4斗として31,736石。弘前藩の貢租は6公4民の定免制であるが、『青森県租税誌』の記述⁹⁾を仮にそのまま信用するとして実質的な貢租負担率を4公6民とすれば、この家禄を「作得米」と見做した耕地の総石高は52,893石となり、中村中田の推定反当実収高1石5斗¹⁰⁾を仮に平均反当収穫高とすれば、面積3,526町2反となる。ただこの推計の基礎の一つである家禄合計は士族のそれで、耕地分与の対象となった卒族の分は加算されていないので、これも計算に入れると面積は若干上廻ることになる。しかし、とにかくおおよその見当として3,500町歩程度の耕地(田地)を確保する必要があるとみてよからう。とすれば、この3,500町歩という耕地面積こそ「概略手続」に盛られた耕地買収方針の基礎ないし前提であったと考えてよからう。しかし、前述のように、耕地買収方針はこの「概略手続」をもって確定したわけではなく、租税署内の「帰田法」立案担当者によって検討が加えられていく過程で細部にわたって具体的方針が決定されていったのである。そして、この過程は実は次節にみる「帰田法」実施発表後の地主・農民の動向と密接な関連をもっていたのであるが、とにかくこの買収方針の変化とともに結局買収耕地面積は当初の予定を下廻って2,894町歩余となり、これにともない士族・卒への耕地分与の方針も大きく修正されざるをえなかったのであった。¹¹⁾

1) 『津軽歴代記類』(みちのく双書第8集) P.361

2) 『津軽藩旧記伝類』(同上第5集) P.355

3) 『津軽承昭公伝』 P.284

4) 「田畑御買入一件留」 3冊(弘前市立図書館蔵。以下にかかげる基礎史料もすべて同館所蔵のものである)。

5) すでに紹介されているように、藩に買収または献納された耕地は田地のみでなく50町余の畑地も含んでいるが、これは以上の耕地買収方針の変化にもと

づくものである。これまでに紹介された耕地買収方針すなわち前記「告諭書」に示された方針のみをもってしては、この点の説明はつかない。

- 6) 「享保十一年三月朔日、百姓の二・三男年令四十以内、勝手ニ分家、別家、致竈立候儀、厳禁被仰出候。」(『津軽歴代記類』上、P.187)。
- 7) 「御家中在住ニ付御手当籾渡帳」(4冊)による。
- 8) 同上。但し償典禄等は含まれていない。
- 9) 『青森県租税誌 前編』上(みちのく双書第11集) P.260
- 10) 中村中田1反の「分米」1石、6公4民として正租6斗となるが、この正租6斗は実収高からすれば4公6民の負担率となるというから、実収高は1石5斗ということになる。ただ、地租改正時の収穫量調査によれば、反収1石5斗は「上等村」大光寺村のそれに属し(『府県地租改正紀要』)、したがってやや過大な数字とも云えるが、大光寺村の場合は他の資料(菊池建雄「津軽地方に於る小作米の理由」『近世地方経済史料』第8巻所収)によれば反収はこれをはるかに上廻る計算になり、又買収の対象となった田地が地主保有地として熟田であることを考慮に入れれば、1石5斗を平均反当収穫高とみてもさしたる不都合はないであろう。
- 11) この耕地買収方針の変化にもづく買収耕地面積の縮小に規定された耕地分与方針の変化は、「帰田法」の意義を問題にする際重要な意味をもつが、これは本稿の課題外であるので他の機会に詳論したい。

2 耕地買収をめぐる地主と農民

藩が木造村において「帰田法」実施を発表した時、これに対する地主の態度が『津軽承昭公伝』の次の記述のごとく「其告諭タル、強迫威圧ナク、懇切周到理ヲ蓋シ、勢ヲ説キ、彼我涙ヲ以相接シタルガ故ニ、富豪等感動スル所アリ、嘗ニ余田購入ヲ諾シタルノミナラズ、奮テ献進セントスルモノアルニ至ル」(P.284)といったようなものでは決してなく、藩権力の威嚇の前にやむなく耕地買収に同意せざるをえなかったというのが実情であったことは、すでに紹介ずみのこと¹⁾で疑う余地がない。それはそれとして、たとえ強圧的であったとはいえ、地主の全部がまったく無抵抗に藩の耕地買収に応じていたとすれば事態はあまりに単純すぎる。この耕地買収が既成の地主的土地所有を基本的に否定する内容のものであった以上、地主およびその保有地の小作人を含めた一般農民に深刻な動揺をひきおこし、彼等がこれになんらか

の抵抗を試みたであろうことは容易に推測しうる。以下、きわめて限られた史料であるが、「帰田法」実施発表直後から11月にかけて、地主・農民から耕地買収に関連して藩民事局宛提出された請願書類の内容分析を通じて、この間の様相をうかがいみることにしたい。

この請願書類は、管見のかぎりでは「覚」（1冊）、「諸願書綴」（1冊）、「田畑御買入一件留」（3冊）等の表題の付された文書綴（いずれも弘前市立図書館蔵）に含まれているのがすべてで、願出件数89件、願出人107名をかぞえる。²⁾ 内訳は、分地許可願54件（人員47名）、質地請戻し願25件（人員51名）、その他10件（人員9名）であり、³⁾ 分地許可願と質地請戻し願がほとんどである。前者はすべて耕地買収の対象となつた地主からのもの、後者は買収の対象とされた質地の質置主（質地小作人）および質取主（地主）からのものである。まず前者からみていこう。

分地許可願は、いうまでもなく、耕地買収の対象となった地主が、自己の保有地を子弟または親類縁者等に分地することを許可してもらうために願出したものであるが、そこで願出された分地面積は大は33町2反から小は6反7畝までである。最大の33町2反は、結局献田50町歩、買上68町歩、合計118町歩という、面積の広さから第二番目に位する田地を藩に引揚げられた浅瀬石村鳴海久兵衛家の後見人鳴海長左衛門からのもので、後見人ほか1名に対するそれぞれ250人役（1人役は200歩、したがって16町6反）の田地譲渡の許可を求めたものである。⁴⁾ また藩に引揚げられた田地の広さから4番目に位置する同村の北山長次郎（献田25町歩、買上71町歩）からも、次男へ7町3反14歩、別家の養子へ4町1反3畝8歩、弟へ5町1畝26歩、ほかに6反8畝歩、合計16町4反9畝余の分地願が出されている。⁵⁾ 細越村木村小兵衛からの請願書には、下記のように、自己の所持地から控除さるべき部分を克明に記載し、併せて買収の対象となるべき田地面積を自から算出記載している。

田方43町2畝26歩の内

8反5畝22歩 「吉太郎へ譲與候分」

4反2畝8歩 「幸次郎へ譲與候分」
 8反4畝28歩 「祐右衛門返り証文差出候分」
 11町2反2畝歩 「弟友吉へ譲與候分」
 6反5畝19歩 「高田村作右衛門江返り証文差出候分」
 1反2畝18歩 「右同断」
 2町 「伯父栄太郎江譲與候分」
 10町9畝23歩 「被下置候分」

✂ 16町2反2畝28歩

引残 26町7反9畝28歩 「奉差上候分」

すなわち、これによると、本来買収の対象となるべき、田地10町歩(ここでは10町9畝23歩)を超えた32町9反3畝3歩のうち、分地として4町5反、質置主へ譲返すべき分として1町6反3畝5歩、合計6町1反3畝5歩は、これを控除してもらいたい旨を願出ているわけで、もしこれを承認すればこの分だけ藩の買収面積は減少するわけである。もっとも、これでもなお26町余の田地が買収されることになるが、例えば赤田村甚兵衛の場合のように、田地16町のうち弟へ3町3反8歩、妹へ2町3反2畝10歩の分地を願出、本来6町歩が買収されるはずのものが、4反以下に減少し、事実上、田地10町歩以上所持していても耕地買収の対象から除かれる結果となる事例⁷⁾もある。

請願の内容にはこれ以上立ち入らないが、こうした「帰田法」実施発表直後からの相つぐ分地許可願に対し、藩当局は、そのほとんどを「年齢不相当ニ付」、「差障之筋有之」、「初発調帳ニ此分ケ無之ニ付」等の理由をもって拒否した。すなわち54件中不明3件、⁸⁾承認1件、その他3件を除く47件はことごとく「不採用」となっている。これら分地願が買収耕地面積の縮小を結果づけるものである以上、藩としても到底そのまま承認しうるはずのものではない。分地許可願54件中、願出分地面積が正確に判明する分32件の分地要求面積合計は168町3反2畝で、これは、これら願出人32名の買収対象面積699町余の23%に当る。この比率からみても、分地願を仮にすべて許可するとすれば買収面積が大巾に減少することは疑いなく、それでは「帰田法」実施に重大な支障を来すことになる。このように、分地許可願のもつ「帰田法」

に対する否定的性格，したがってそこに消極的とはいえ地主の耕地買収に対する抵抗の跡を読みとりうるとすれば，逆に，藩当局がそのほとんどを否認却下した訳もまた自から明らかであろう。

ところで，藩当局が「不採用」とした理由の一つの「年齢不相当」とは，前記の分地制限令における分地許可基準年齢40歳に満たないことを指す。理由のいま一つに「初発調帳ニ此分ケ無之ニ付」とあるのは若干説明を要する。「初発調帳」とは，「帰田法」実施発表直後地主からの所持田畑の申告にもとづいて作成された，買収の対象となる田畑の調帳を指し，したがって，この調帳に分地に関する記載がないのでこれは認めない，という意味になる。つまり，「帰田法」実施発表以前にすでに分地していることを理由に，その部分を買収の対象から除いて欲しいことを願出している場合も，調帳にその旨明記されていない⁹⁾以上承認できぬとして，藩は一切これを取上げなかったのであった。

しかし，前掲の赤田村甚兵衛の事例についていえば，一件につき3町歩以上の分地が願出されており，この場合には弟，妹いずれも40歳未満で分地制限令に抵触するため「年令不相当」として拒否しえたが，仮に分地許可基準年齢に達していたとすれば，少とも分地それ自体は藩としてもこれを承認せざるをえなかったはずである。まさに，こうした相つぐ分地許可願に直面して，前述のように，藩当局は分地面積に一定の制限を付してこれを許可する方針をたて，11月これを布令したのであった。しかし，この分地許可面積を厳守する方針はどこまでも貫ぬいた。これは，赤坂村孫右衛門，女鹿沢村源左衛門および源四郎（居村不明）3名からの願出に対する藩の態度によって明らかである。¹⁰⁾まえに「その他3件」としたのがこれである。すなわち，さきに孫右衛門の場合は1町5反歩，源左衛門，源四郎の場合は1町歩だけ分地を許可されたのに対し，それでは分地した先の「家内渡世相成兼」として当初の要求どおり，孫右衛門は1町6反9歩，源左衛門は1町2反3歩，源四郎は2町7反9畝6歩の分地を許可してほしい旨再度願出たのであったが，いずれも藩当局の容れるところとはならなかった。¹¹⁾

ところで、さきほど、地主からの相つぐ分地許可願の中に、消極的とはいえ耕地買収に対する地主の抵抗の姿勢を見出しうる、としたが、これには、これら分地許可願のすべてが必ずしも分地による子弟・縁者の農業経営の自立化を真に意図して出されたものではなく、まったく買収耕地面積の縮減のみを企図して、名目的に分地の形式をとろうとしていたものがかなり含まれていた事実を想定しうることに一半の理由がある。青森米町の西沢屋伊兵衛からの分地による家名再興願およびこれに対する民事局租税署の見解¹²⁾は、これら分地許可願の真の目的、隠された性格の一面を知らせてくれる。長文だがかかげておく。

乍恐口上書奉_レ上候私儀祖父□□組百姓伊右衛門跡去_レル寛政六寅年家内死絶
 =相成其後数十年来家名相廃罷在候=付日夜再興之儀心懸当七月諸親類江
 右跡再興之義熟談=及候処幸イ私所持之田地茂御座候=付右田方弟伊作与
 申者浦町村江為引越手作之上前死絶名跡再興願之儀一決仕罷在申候然ル処
 此度重キ被仰出=而田方御取調之上御買上被仰付候而者数十年来心懸候死
 絶跡再興之義も出来不申何共歎敷次第=奉存候間何卒格段以御仁慈弟伊作
 江前田方手作之上死絶再興之義被仰付被下置度奉願上候間幾重=モ格段以
 御憐愍被仰付被下置度乍恐右之段宜敷御沙汰奉仰候以上

十月

西沢
伊兵衛

奥村定吉殿

前書之通願出=付篤与□□□候処別紙由緒書并過去帳相添□之趣相違無御
 座候間格段以御憐愍所持之田地御下被下置弟伊作江手作被仰付先祖再興被
 仰付被下置度此段奉願上候以上

十月二十五日

庄屋

奥村定吉

大庄屋御中

租税署

別紙青森米町西沢□伊兵衛儀所持之浜田村領田方五町歩余弟伊作江相譲浦

町村江引越せ祖先統柄之油川村伊右衛門寛政年中死絶跡再興仕セ度旨申出
 □□□青森表租税署評議之表も御座候得共既ニ七拾年来以前死絶之家名再
 興之熟願ニ候ハ、今日迄ニ差迫可申筋無之且浦町村江引越之都合相違無之
 候ハ、兼而家屋舗等相求置可申筈与奉存候然ニ僅々小者江借宅之上五町歩
 余田方手作杯与唱候儀者全ク名目を偽り候之所持ニ相見得右様之願御採用
 被仰付候而者追々類例之願出難取防旁差障之筋御座候間御採用難被仰付奉
 存候

十一月十八日

すなわち、寛政6（1794）年以来断絶の家名再興のため、弟へ田地五町歩
 余を分地し、浦町村へ家作のうえ手作させたいという西沢屋伊兵衛からの願
 出に対し、租税署は、76年間も放置しておき急に家名再興とは納得できず、
 しかも引越の上5町歩も手作させるとなればあらかじめ家屋敷を買求めてお
 くべきであろうにそうした措置を講じていないところからみると、分地に名
 を借り該田地をそのまま所持し、藩による買収からまぬがれようとしている
 ものと考えられ、これを承認しては同様の願が続出して収拾がつかなくなる
 から許可すべきではない、との意見を具申しているのものであって、この租税署
 の見解は、請願拒否のたんなる口実ではなく、おそらくこの分地許可願の真
 の目的を見抜いたものと思われる。そして、こうした意図から発した分地許
 可願はひとり西沢屋伊兵衛の場合だけでなく、他にも多くあったと考えてよ
 からう。

さて、以上は耕地買収をめぐる地主対藩当局の動向であるが、耕地の強制的
 買収が地主のみならず一般農民とりわけ耕地買収の対象となった地主保有
 地の小作人の間にも大きな動揺を引きおこしたことは疑いを容れない。3年
 11月藩は次のごとく布令している。¹³⁾

一、今般御都合向有之在方重立田拾町歩以上御買入被仰付候処追々拾町歩
 以下取持之者とも増御買入ニ可相成哉之趣意ニ而下在ニ至リ不穩趣相聞
 得候ニ付監事以上説諭ニ及候通右様之儀ハ決而無之狡猾游手之者共自然
 右様不束之義申唱民心疑惑為致候者於有之而ハ嚴重札明申付候間銘々安

堵之上産業相勵候様

一、村々之内自分持抱田方無之此度御買入ニ可相成田方之内当作いたし家内養育来候小作人共追年越之心配ニ渡是又疑惑いたし居者も有之趣相聞得仮令士族在着之場ニ及如何体之義有之共何等難渋ニ不相成候様御取直之次第も有之候ニ付銘々安堵是迄之通耕作出精いたし候様右ニ付取調有之候間別紙之通当月中管轄之官所ニ而吟味之上差出候様被申付候

(別紙略)

耕地の強制的買収が田地10町歩以下保有の地主・農民に不安を与えたばかりでなく、小作人の間にも多くの「疑惑」を生じさせた事情がここに語られている。田地10町歩(田畑15町歩)以下保有の地主・農民の場合は、藩の耕地買収基準が動かぬ限り問題は生じないが、小作人の場合は、この基準が固定的であっても、買収された小作地は新たに士族に分与されるわけであるから、小作地取上げまたは小作料引上げ等を当然予想したであろうし、一般の地主・農民同様あるいはそれ以上に動揺したに違いないのである。したがって、藩当局も、これら地主・農民および小作人の不安を除き、耕地買収をスムーズに行うため、買収は田地については10町歩を超えた部分のみを対象とすることを改めて明示する一方、小作人に対しては「如何体之義有之共何等難渋ニ不相成候様御取直」しする旨を確約したのであった。

しかし、この布令により小作地に関する問題が消滅したかといえれば決してそうではなく、耕地買収ないし「帰田法」実施は、質地小作に対しては重大な結果をもたらしたのである。

前節でみたように、藩は、買収の対象となった耕地のうち質地については、まずこれを質取主に代金を交付して引揚げる方針を立て、間もなく、質地年限10カ年以内の年季明け前の質地で、しかも質地証文に請戻しの条件が明記されているものにかぎり、買収の対象から除く方針を決定した。これは、あたかも、相つぐ分地許可願に直面し、それに押されて分地に関する具体的方針樹立の必要に迫られ、分地制限令を再発動する一方、制限令に抵触しないかぎり一定限度の分地を許可する方針を立てたのと同様、以下にみるような

「帰田法」実施発表直後からの相つぐ質地請戻し願に直面して、質地に関する具体的方針樹立の必要に迫られた結果にはかならないが、この方針がどこまでも貫ぬかれるかぎり、口約束による質地慣行および年季明け後でも借金弁済による請戻しが可能であるような質地慣行が一般的である場合、ことはきわめて重大となる。さきに件数のみをかけた質地請戻し願の内容とこれに対する藩当局の処理のあり方から、この点を検討してみよう。

質地請戻し願は質置主からのものがもちろん過半を占めるが、質取主から質地の譲返しを願出たものもあり、また質取主・質置主両方から同時に請願している例もある。結果からみると、願出件数25件中、承認2件、不明4件、残り19件はすべて「申出之趣約定而已ニ而証文取替セ無之ニ付」または「規則ニ相叶不申候返り証文ニ付」との理由（それぞれにつき表現は必ずしも一致しないが、理由は大別して以上の二つである）により却下されている。理由の第一は、質地請戻しを認め、したがって買収の対象から除く場合の所定の方針に明らかに抵触していることを示すもので、例えば、清野村万十郎ほか17名からの請願¹⁴⁾のように、質取主たる弘前亀甲町三国屋源八と質置主たる請願人とは代々出入関係にあり、したがって証文はなくとも請戻しの件は当事者間で諒解済みである旨を訴えている場合でも、全く取上げられていない。第二の理由で却下されている場合についてみると、大部分は「返り証文」付ではあっても10年以前に質入されたもので、これまた藩の所定の方針に抵触している場合であるが、なかには過去10年以内に質入され、しかも年季明け前のものであるにもかかわらず却下されている例も3件ある。おそらく証文の記載内容に藩の方針に抵触するなんらかの欠陥があつたものと思われるが明らかでない。ただ、この例の一つである板屋野木村の地主松山宇兵衛（162町買収。被買収面積第1位）からの質地譲返し願に対する藩当局の処理の仕方¹⁵⁾は注目されてよい。すなわち、請願の内容は、慶応3年春四子村百姓源七から田方4反4畝2歩を代銀1貫420匁にて受取り、証文に当年（明治3年）請戻しの約束があり、質置主からも代銀引替の上その要求があるので、これを許可してほしい、というものであるが、藩当局は、「申出之趣返り証文

規則＝相叶不申且源七持高帳吟味之處田方＝而九反二十歩畑方三反四畝二十三歩所持有之候間生活之為難洪与申儀無之筈＝付御採用難被申付候」とこれを却下した。ここで「返り証文規則＝相叶不申」とある点は、前述のように具体的内容は判明しないが、これと並んで、質置主所持の田畑面積から推し質地請戻しが必要のものと思われないという点も却下の理由の一つとなっていることは、請願人の質地請戻しの必要度も、請願採否を判断する基準の一つとなっていることを示している。このことは、請願のほとんどが規則に合致しないと拒否されている事実からみて、たとえ規則に合致せずとも質地請戻しが緊急に必要な場合はこれを許可する方針であったことを物語るものではなく、逆に、たとえ請願の内容が規則に合致するものであっても、質地請戻しの必要性がさほどないと判断した場合には、証文の記載内容になんらかの欠陥を見出し、その理由と併せて請願を拒否し、質地もできるだけ多く買取の対象に組入れていこうとした藩の態度を示すものといつてよい。

質地請戻しが許可された2件は、上十川村宇野儀助からの質地譲返し願¹⁶⁾と上木造村伝兵衛からの請戻し願¹⁷⁾である。前者には質置主からの願も出ており、天保3年質置主の長男成人の節請戻しの約束を証文に明記して質入された田地9反6畝余の譲返しを請願したもので、所定の質地年限を超えたものであるにもかかわらず「証跡分明＝付」として「採用」になっている。後者は、所持田方22町余を「先年」「内通不繰合＝而」質に入れたが、質取主からすべて藩に買取されては「家内離散」の状態に立ち至るので10町だけ請戻しを許可してほしいという願出である。これに対し藩は「当座差繰之為引当之田方時之御都合＝寄重立之身分一時高無と成下り候儀於情実＝難忍次第＝付臨時御評議を以」て6町歩だけの請戻しを許可している。いずれも特殊事情を考慮された特例とみてよからう。

以上のように、「帰田法」実施発表直後から相ついで出された質地請戻しおよび譲返し願は、ともに若干の例外を除き藩当局の承認するところとならず、たとえ藩所定の質地請戻し許可基準に適合している場合でも時によっては請願人の質地請戻しの必要度に照らして却下されている。云うまでもなく

こうした質地請戻し願に対する藩当局の処理のあり方は、士族への耕地分与のため一定面積の耕地はぜひとも買収・確保しなければならぬという絶対的要請に基礎をおくものであるが、それが質置主たる下層農民（質地直小作人）に与えた影響は決定的であった。

当時、弘前藩においては質地請戻しに関する請願の内容からみて、口約束のみによる、または年季を定めず金子有合次第請戻すという条件による、さらには年季明け後も請戻しが可能とされたような質地慣行が一般的であったように思う。幕府法令としては、すで享保6（1721）年にかかる質地慣行に規制を加え、証文記載の請戻し条件に応じて請戻し期限を定め、さらに「自今以後は質地之年季拾ヶ年に可相限事」と質入年季を10カ年とし、その期間以内に請戻さぬ場合はすべて流地とされていたが、¹⁸⁾弘前藩においては当時なお如上の質地慣行が一般的であったに違いない。にもかかわらず、「帰田法」実施にもとづく藩の地主からの強制的耕地買収は、従来の質地慣行を一挙に破砕する結果となり、質地小作人の多くは質地請戻しの可能性を全く失うことになったのである。明治3年という時点で、しかも既成の地主的土地所有に対し否定的意義をもつ「帰田法」実施過程で、かかる事態が出現したことは注目すべき事実である。本来、質取主の権利と利益を保護し、したがって地主的土地所有を安定させる作用をもつはずの質地年限の制限および流地規定が、ここでは、地主からの強制的耕地買収の一手段として発現されたのであった。¹⁹⁾

さて、以上、「帰田法」実施にもとづく藩の耕地買収をめぐる地主・農民対藩当局の動向をみてきたが、以上の検討で明らかになった事実を前節で検討した耕地買収方法の決定過程と関連づけていま一度整理・要約すればこうなるであろう。

明治3年10月10日の木造村における「帰田法」実施の布告は、士族に対する耕地分与の方法はもとより耕地買収に関しても具体的方針を確定した上でのものでなく、その後民事局租税署において検討が重ねられ、同月18日策定になる「概略手続」をもってほぼその大綱が決定をみた。しかし、「帰田

法」実施発表直後からの相つぐ分地許可願、質地請戻し願に直面して、藩当局はすでに大綱を決定していた耕地買収方針の再検討の必要に迫られ、短期間に当初の方針を修正しつつ逐次具体的方針を練り上げていった。それは、町方家業持地主からの耕地買収方針の緩和、²⁰⁾ 制限を付した上での分地承認・質地請戻し承認というように、部分的に地主・農民に譲歩する内容のものであり、こうした方針変化は買収耕地面積を当初の予定より下廻らせる結果となり、ひいては、いずれ別稿であらためて詳論するように、士族への耕地分与方針の変化を通じて「帰田法」それ自体の内容と性格に影響を与える結果となった。しかし、部分的には地主・農民に譲歩しつつも、最終的に決定した耕地買収方針はこれを堅持し、藩権力の発動によって一定面積の耕地を買収しえたばかりでなく、その多くの部分を地主から献納させたのであり、ここに、他藩のそれと比較した場合の、後進地勤皇藩たる弘前藩における「帰田法」の特質の一つが見出される。

次に、地主からの藩に対する田地の献納、いわゆる「献田」の意義を検討しよう。

- 1) 『青森県農地改革史』P.57, 『黒石百年史』(黒石市役所) P P.12~13
- 2) ただし、実際には請願件数・人員ともにこの数字を上廻るものであったに違いないと考えられる。というのは、この文書綴には同一人からの二度目の請願書はあっても最初の請願書が欠落している例が二・三に止まらず、したがってこれら文書綴はすべての請願書類を包含しているものとは思われないからである。しかし、地主・農民からの請願の内容とそれのもつ意味は、この限られた事例からでもかなりの程度明らかにしうる。
- 3) 件数と人員が一致しないのは、同一人が2度以上請願している場合、または数人連名で請願している場合があるからである。
- 4) 「覚」
- 5) 「諸願書綴」
- 6) 同上。
- 7) 「覚」
- 8) これは藩当局の指令文が記載されてある貼紙が欠落しているものである。
- 9) これはおそらく「帰田法」布告以前に実際に分地していたにもかかわらず、その分地が享保11年の分地制限令に抵触するものであったため藩の認可をうけたものでなく(こうした分地が相当みられ享保11年の分地制限令が当時か

なり弛緩していたであろうことは、前節に掲げた分地制限令再発動の布告文から明らかである)、したがって「調帳」作成時点でその旨申告しなかったためか、あるいは実際には分地していないにもかかわらず、買収される耕地面積を縮小させようと図り、あたかもすでに分地していたかのごとき理由を付して願出たことによるためであろう。この理由で請願を拒否された地主には、この二つの場合があったと考えられる。

- 10) 「諸願書綴」
- 11) ただ例外として10町歩の分地を許可されている例が一件ある。これは板屋野木村松山宇兵衛の場合で、おそらく162町の田地を買収されたほどの大地主であったことが特殊事情をなし、特例として許可されたものと思われるが、原資料(「田畑御買入一件留 一」)にはすでに許可された分地10町歩につきその所在地を記載した同人からの再度の承認願があるのみで、最初の請願書と藩がそれを許可した理由文が欠落しているのも、いかなる事情によるものか具体的には明らかでない。
- 12) 「諸願書綴」。因に、この西沢屋伊兵衛は次節でふれる青森商社設立の際の「荷担人」の一人である。
- 13) 「田畑御買入一件留 一」
- 14) 「諸願書綴」
- 15) 同上。
- 16) 「田畑御買入一件留 一」
- 17) 「田畑御買入一件留 二」
- 18) 『日本財政経済史料』第2巻 P.958
- 19) しかし、士族が耕地を分与されて間もなくそれを喪失し、再び地主のもとに集中されていく過程を問題にすると、これは客観的には異った作用を及ぼしたものと捉える必要があるが、この点については別稿でふれる予定である。
- 20) この買収方針の緩和も、この間の町方地主の動向と深い繋がりがあるものと考えられるが、残念ながら明かにしえない。因に、耕地買収の対象となった地主 281 名のうち町方家業持地主と推定されるものは87名である。

3 「献田」の意義

「帰田法」実施に当り最終的に藩の手に帰した耕地面積は、田地 2,874 町 6 反 9 畝歩余、畑地 50 町 2 反 6 畝歩、ほかに「組備官田」20 町 3 反歩余、合計 2,945 町 2 反 5 畝歩余である。¹⁾ 「組備官田」を除く田畑 2,924 町歩余には土着士族・卒、社寺院から引揚げた部分も含まれているが、大部分は既述

の買収方針にもとづき、在方および町方の地主から引揚げられたものであることは云うまでもない。しかし、そのすべてが買収面積ではなく、「此田畑ノ三分ノ一ハ献進ニ係ルモノ」²⁾であった。もっとも、この3分の1という割合はやや過大であるように思えるが、³⁾とにかく地主からの「献田」面積がかなりの部分を占めていたことは事実である。人員で云えば、耕地買収の対象となった地主281名のうち46名が田地を献納している。⁴⁾「献田」面積は、大は50町、小は5反であるが、大部分は5町歩以上の「献田」である。ただし、これら地主のすべてが「余田」をことごとく献納しているわけではなく、15町歩以上の田地を献納している地主17名にあっては、それは「余田」の一部で、残部は買収されている。

ところで、前節で明らかにしたように、藩の強制的耕地買収に対し、地主の多くは、被買収耕地面積の縮減を企図して分地認可を相ついで願出、消極的とはいえ抵抗を試みた。とすれば、こうした地主の態度とは全く逆の、如上の、一部地主からの田地献納という事実は、一体どのように理解したらよいか。

『津軽承昭公伝』の編者は、前節で引用したように、「帰田法」実施の「告諭」に「富豪等感動」し「奮テ献進セントスルモノアルニ至ル」と記述しているが、これが事の真相を正しく伝えるものでないことは云うまでもない。もっとも、次にかかげる一地主からの「献田」の願出の文面のように、この伝記の記述を裏付けるかのような史料⁵⁾がないわけではない。

此度持抱田方之内拾町歩被下置其余御買上被仰付候儀ニ付
御告諭之趣并御演説之趣共徹骨身難有仕合奉存候随而
御国恩為冥加奉差上度儀先頃書付ヲ以奉申上候処御採用難被仰付旨被仰付
奉畏候得共数百年之間タ
御国恩ヲ以家名相続仕候儀聊たり共奉報御国恩ハ此際与奉存奉申上候処御
採用難相成儀残念至極ニ奉存候随而又々奉願候儀甚恐多奉存候得共先書付
ヲ以奉願候通今一応宜敷御沙汰被仰付度此段幾重ニも奉願候以上

十月

阿部賢吉

高松弥伝治殿

菊池元衛殿

すなわち、この地主の場合、すでに一度「献田」を申出て容れられなかったにもかかわらず、再度「御国恩」に報いるためとしてこれを願出ているのであり、文面には、前節でみた地主の態度とは裏腹な「帰田法」実施に協力的な地主の姿勢が浮び出ている。これに対し、租税署は「賢吉儀三拾町歩為冥加差上申度趣奉願候処時体相弁候段御感称ニ余リ候得共御採用難被成旨被仰付候間其段申付候処再ヒ願書」を提出し「既ニ決心之上誠実願込之儀ニ付如何様申諭候共更々心服可仕体相見不申」として、「熟願之衷心深く御憐察被下置此度者本意遂セ候様御採用被仰付度」と藩庁に上申し、これにもとづき藩庁は、

先般採用難申付旨申付候処年来之奉報

御鴻恩度旨ニ而再度願出之趣誠実決心始終確然たる志操神妙之至ニ付採用申付候事

と、これを許可するにいたった。

このように、「献田」はべつ強制されたものでなく地主の発意になるもので、むしろ藩はそうした地主の「志操」に動かされてこれを容認したものであるかのようなのである。そして、この地主の場合だけでなく、「田畑御買入一件留」中の「献田」関係書類に関するかぎり、他の地主の場合も「献田」はすべてこうした形をとっている。しかし、これをもって、「献田」を自己の不利益をも顧みず「御国恩」に報いようとした地主の心情に由来するものとしては、これまたあまりに単純な把握と云えよう。なるほど、「献田」は強制によるものではなく、地主の自発的な意志によるものであったかも知れない。しかし、地主の多くは、耕地買収に消極的とは云え抵抗を試みているのであるから、一部の地主が自発的に「献田」を申出たのには、それなりの理由があったに違いないのである。つまり、一部の地主に自発的な「献田」を促していったような客観的条件はなんであつたか、があらためて問われてしかるべきであろう。

ところで、「献田」はまったく無償であったわけではない。地主は「献田」を申出て容れられると直ちに「家業」の新規開業の認可を願出、他方、藩（租税署）もこれに応じて、3年閏10月29日、「献田」および買収面積の多寡に応じて特定の家業を認可する「内規則」を定めている。⁶⁾ それは、10町歩以上買収または30町歩以上献納の者には望みの家業二つ、50町歩以上買収または15町歩以上献納の者には造酒・質屋家業のうち一つ、25町歩以上買収または5町歩以上献納の者には室・味噌・醤油・木綿・荒物・紋油家業のうち一つ、10町歩以上買収または1町歩以上献納の者には染屋・小売米・小売酒その他の家業のうち一つを、希望に応じて新規に開業することを認可するという内容のものであった。10町歩以上の耕地を買収された地主も家業認可の対象とされているが、家業認可願を出した地主がすべて「献田」地主であることからみて、これは「献田」地主を主たる対象として定められた方針（これは「内規則」であって公表されたものではない）とみてよい。

こうして、「献田」地主46名のうち38名がこぞって家業認可願を出し、そのほとんどが承認された⁷⁾ようである。前出の羽野木沢村の一地主の場合も、「献田」を許されると間もなく、上方より杜氏を呼びよせ「造酒之上南部松前表へ仕送御国益申上度候間造酒家業被仰付度旨申出」ており、租税署は「賢吉儀者三拾町歩献田仕時勢柄弥々相弁格別奇特之者」とし、「御賞典可申上部ニ御座候間格段之御評議を以願出之通高百石造酒家業被仰可然奉存候」と藩庁に上申し、許可されるにいたっている。⁸⁾ 家業認可願を出した地主38名の家業種類別の内訳は、造酒家業17、醤油家業・染屋家業各5、室家業3、味噌家業2、質屋兼味噌家業・木綿家業・荒物家業・小売酒家業・蠟燭鬘附家業・舟手問屋家業各1である。⁹⁾

このように、「献田」は必ずしも無償ではなく、「献田」地主の大部分はその代償として家業を新規に営むことを許されたのであるが、ここで注意を要する点は、家業認可願を出した地主はもちろん、「献田」地主もすべて在方地主であって、町方家業持地主は一人も含まれていないということである。町方地主のうち一人として「献田」を申出ている者がいない、というこ

の事實は、「献田」地主の大部分が、「献田」とほとんど同時に家業認可願を出している事実と併せて、次のような想定を可能ならしめる。すなわち、「献田」は、在方地主が家業の新規開業を藩から認可してもらうためにとった一つの手段であった、ということである。そして、実はこの点に、さきの設問に答える一つの手掛りがあるように思われる。つまり、一部の地主が自発的に「献田」を申出た事実の裏には、在方家業の新規免許が、「帰田法」実施のこの時点で十分「献田」の代償となりえた——少なくとも「献田」地主にとってそう思われた——特殊事情が存在していたものと考えたいのである。

云うまでもなく、藩が在方家業の新規免許を「献田」の代償としていることは、弘前藩において当時なお在方家業に藩の強い統制が加えられていたことを意味している。

「帰田法」実施発表の少し前、明治3年8月13日、藩は「今般家業数を被廃止普く商家一同見込之産業相営広く通商貿易之道を相開き物価平均不正之商売無之様被仰付候間御趣意之趣厚ク差含速々旧弊を改信実正直之商道相立候様万一不正不実之者於有之者一層厳重之御所置可被仰付候」として、次のごとく布令した。¹⁰⁾

(前略)

諸家業之儀天保之度御取調已来御定軒数之外新家業之儀ハ堅く御差留被仰付罷在候得共総而産業御取開之御場合ニ付弘前并両浜商人共分限相応見込之家業願出候様尤諸職人之儀ハ可為従前之通事

在方江商戸相増候丈ハ農事差締ニ相成候ニ付従前已来之外家業増之儀者難被申付事

但其場処ニ寄差支之向者前段可被申付事

今般御改政ニ付弘前在浦之諸家業御印札不残新ニ書替御渡被申付候尤先年面改取調之節隠家業申出有之分者不残御差留被申付候事

但御役無役家業共取調之上是迄所持之御印札租税署迄早速差出可申事
諸家業譲渡借貸之儀是迄其時々申出来候得共已来譲渡借貸御差留候事

家業相営兼者ハ早速御印札上納追而分限相応之家業願出候ハ、御聞届可被申付事

造味噌家業新ニ御差立被申付候間望之者申出候様

是迄酒醬油絞油染質豆腐直段之類前々御定法を以夫々割合之上直段被申付来候得共已来其品善悪ニ寄至当之直段被申付候ニ付精々勘弁之上正直之直段差立其段願出候様

この布令は、前文に「物価之儀ニ付従前数度嚴重御布令も有之候処軍事騷擾ニ付而者奸商虚ニ乗シ不当之直段を差立甚不埒之趣相聞得候ヘ共争乱之世態御締向も御行届被成兼候場合引続昨年之劣作未曾有之凶荒ニ陥リ只管庶民生活之道如何と深く御配慮之余何等之御取直茂不為有其儘被差立候処奸商僥倖弥増増長既ニ当節之物価各藩無比類騰貴ニ至リ候」と述べ、これは「兎角従前之仕癖相改不申家業仲間之者共申合勝手ニ直段立物価之権壇ニシ」ていることにもとづくものとの認識の上に立ち、物価安定と産業奨励のため株仲間の改変を企図し、新規営業の許可、新鑑札の下付、株の売買禁止、日用必需物資の価格統制等を規定したものである。これは、かの「商法大意」（明治元年5月）を起点とする中央における株仲間改廃の基本方針に應ずるものであったことは言うまでもない。ところで、ここで注目すべきことは、家業の新規開業は弘前および「両兵」（青森および鰺ヶ沢）においてのみ許されており、在方においては「農事差締ニ相成」る故をもって許されていないことである。在方家業については、すでに寛政4（1792）年9月の布令で、近郷弁用のため従前許可されていたもの以外は税の有無にかかわらず新規に家業を増やすことを禁じていたが、町方における家業数の制限を撤廃したこの布令においても、在方家業については従来どおりの規制が加えられているのである。

しかし、この在方家業に対する藩の強い規制は、家業の新規開業が在方地主にとつてのみ「献田」の代償となりえた理由を示すものではあっても、在方地主が自発的に「献田」し、その代償に在方家業の認可を要求した積極的理由を明らかにするものではない。

次に、浅瀬石村の一「猷田」地主から提出された家業認可願¹¹⁾を手掛りに、この間の事情をさぐってみよう。その内容は次のとおりである。

乍恐奉申上候私儀於当村味噌荒物家業江取懸専ら浜下之上向地積出方申度
心組ニ而罷在候得共是迄之处内通無人故家業御願奉申上兼罷有候然处此節
商社御差立之御場合ニ御座候間近在出合之藁細工荒物類買寄候得者一方之
御産物ニ相成候ニ付合次第買集商社御手続ニ相成候様取計候得者自然近
在小枚之者助情ニ茂相成候ニ付弥増盛産ニ相成候儀者眼前与奉存候尤味噌
(ママ)
之儀も仕込方念入上味噌仕入仕向地積出方専ら差働候ハ、是又一方之盛産
ニ可相成兼而見込も御座候間何連与も御国益ニ相成候心懸取計仕候ニ付何
卒以御憐愍於当村荒物味噌室共家業被仰付被下置度奉願候乍恐右之趣宜御
汰汰奉仰候己上

午十一月

鳴海富太郎

大庄屋御中

前書之通願申出吟味候处相違無御座候願之通御聞届被仰付度此段申上候以上

大庄屋

租税御役所

これに対する租税署の裁量はこうである。

租税署

別紙浅瀬石村鳴海富太郎儀味噌荒物広仕込之上浜下ヶ向地江仕送り専ら御
国益申上度右家業被仰付度旨申出生産御取開之折柄広く地払ニ相成丈ヶ御
藩益ニも可相成且同人儀持抱田方五町余献上仕奇特之至ニ御座候間格段之
御評議を以願出之内味噌家業御印札被下置可然奉存候

十一月二十日

この地主の場合、買収の対象となった「余田」5町歩をことごとく「猷田」した上で味噌および荒物家業の認可を願出、うち味噌家業のみを「猷田」の代償として許可されているのであるが、問題は、その願出の文面にある。すなわち、そこで「商社」すなわち青森商社の設立にふれ、近在より藁工品・荒

物類を集荷し、また味噌醸造の上、これらを青森商社の商品販売ルートにのせ、「向地積出」すなわち北海道へ移出すれば産業奨励の一助にもなろう、というのが家業認可願の理由であって、青森商社の設立による対北海道交易の展開という新たな事態が、「献田」の代償として家業の新規免許を願出るにいたった直接的契機となっていたことが、この文面から読みとれるのである。

青森商社は、藩の強制的指導のもとに、領内の特権商人を主な構成員として、明治2年3月設立されたものである。本部は青森、支部（取次所）は弘前におかれ、青森では酒造業者兼廻船問屋たる伊東善五郎をはじめとする藩御用達商人11名、弘前では町方4名、在方2名の御用達商人が「荷担人」に命ぜられ、その運営の任に当たった。営業資金は、藩の「貸下金」とこれら「荷担人」および商社加入のその他の商人の出資金からなっていたが、大部分は「貸下金」に依存していたようである。設立「趣意書」にも「今度商社取初被成候随て勸農者勿論産物殖し都会の方へ通商し大に利運を開追々御領内富饒に被為及度に付扱方手堅仕組上之元手之儀相応御貸附始終之御世話可被為有候間分限柄之者大頭取差立永年引受に被仰付候に付無疑念在町望之者連々加入致候様」と記されている。ただし、前記「荷担人」のほか領内の商人がどの程度これに加ったかは明らかでない。しかし、とにかく青森商社は藩の保護と統制のもとに、種々の特権を付与され、上方より木綿・砂糖・臘・紙等の各種商品を独占的に移入し、また領内の主産物たる米・酒・味噌・藁工品を集荷し、これらを主として北海道に移出して一時は莫大な利益をあげたようである。「趣意書」の「別紙」には「御国用之品専弘前へ附上品に寄浜手にも可持越御領内不自由無之様大場へも相廻し其他相庭之見込ニ寄津出可被仰付事」とあって、領内における物資の集荷・販売も青森商社の独占たらしめ、藩の保護・統制下にある商社を媒介に領内の商品流通機構を再編成しようとする目論見もあったようであるが、商社活動の中心は対北海道交易にあり、寛文年間以降弘前藩が確保していた北海道（松前）における商権の擁護と拡張に、設立の主たる目的があったみてよいようである。¹²⁾

青森商社についてはまだ立ち入った研究はなされておらず、不明の点が多いのであるが、とにかく、商社設立後、弘前藩の領域経済は北海道交易の進展と相まって変貌をとげつつあったとみてよく、まさにこうした状況が、さきの家業認可願の背景になっていたのである。その家業認可願は、したがって、これまで家業を禁じられていた一在方地主が、当時藩の保護のもとに北海道へ独占的に商品を出し莫大な利潤をあげつつあった青森商社の存在に着目し、「猷田」の代償に家業の認可をうけた上で同社に加入し、独占的利潤の分前にあづかろうとする意図から出たものと云ってよからう。そして、このことは、他の「猷田」地主からの家業認可願（その大部分は現在発見できず内容は不明だが）の多くについても云いえるように思われる。例えば、前記羽野木沢村の地主からの造酒家業認可願も、「造酒之上南部松前表へ仕送」ることが目的となっており、これまた青森商社の設立を前提にしていることは疑いなく、また「猷田」地主が認可を願出た家業の過半が醸造業、とくにその中心が酒造業であったことも、こうした推測を可能ならしめる。というのは、青森商社の北海道への移出商品の中心は酒であり、その北海道への独占的移出によって、酒造業者であると同時に藩と結合した特権商人であった商社「荷担人」が莫大な利益をあげていたという事実が研究上ある程度明らかにされており、¹³⁾したがって、「猷田」地主の多くが造酒家業の認可を願出ているのは、やはりこうした事実に着目し、自からも単なる小作米販売者から酒造業者に転身し、青森商社の商品販売ルートを通じて、その独占的利潤の分前にあづかろうとしたものと考えられるからである。

もっとも、これら家業認可願が出された明治3年10月には、青森商社の本部は実質上弘前に移っており、青森を移出港とする北海道交易に中心をおいた商社の活動は当時衰微しつつあり、まもなく内部の不統一と不正行為によって廃社の運命に見舞われたとされているから、「猷田」地主の思惑は結局はづれたことになるが、一部の在方地主が自ら「猷田」を申出、その代償に在方家業の新規免許を願出ているのは、如上の理由によるものと思われるのである。青森商社の設立により在方家業の認可が特殊な意味をもつようにな

っていた客観的条件のもとで、反当り3両、3年賦支払いという条件による藩の強制的な耕地買収に直面した時、一部の地主に、こうした条件による買収に応ずるよりも、「余田」の全部または一部を藩に献納し、その代償に在方家業の認可をうる方が有利——少くとも不利ではない——と思わせ、「献田」の道を選らばせたのだ、とみてよいのではあるまいか。もし、こうした推測が許されるとすれば、「献田」は、決して「帰田法」の「告諭」に一部の地主が「感動」した結果ではなく、したがって、前節でみた耕地買収をめぐる地主の動向と矛盾するものではなく、藩の強制的な耕地買収に対する地主のいま一つの対応の仕方であったとしてよいであろう。

- 1) 「弘前藩記録拾遺」第6号
- 2) 『津軽承昭公伝』P.283
- 3) 「明治四辛未年御郡中田畑献田并御買上调帳」(写本)によれば、献田面積の合計は632町2反で全体の22%となる。但し写本のせいか数字に若干疑問の点があり、また地主別の献田面積の多くは反以下が切捨てられているようなので、実際はこれを若干上廻るものと思われ、いずれにしろ正確な数字とは云えないが、3分の1という割合はやや過大ではないか、と考えられる。
- 4) 前掲「田畑献田并御買上调帳」
- 5) 「田畑御買入一件留 三」
- 6) 同上。
- 7) 「弘前藩記録拾遺」第6号には「献田=依テ家業願済」として願出た家業別の「献田」地主38人の氏名および献田面積が記載されているが、これらすべてが認可されたものかどうかは明らかでない。しかし、さきの「内規則」の内容、および他の史料にも家業認可願が却下されている例が見当たらないことからして、おそらくそのほとんどが承認されたものと思われる。
- 8) 「田畑御買入一件留 三」
- 9) 前掲「記録拾遺」第6号
- 10) 「弘前藩記事」第三十一
- 11) 「田畑御買入一件留 三」
- 12) 青森商社については『青森市史(産業編)』に比較的詳しい記述がある。ほかに松木侃「津軽酒造資本と青森商社」(『社会経済史学』第17巻3号所収)参照。
- 13) 松木・前掲論文。

(1963.11.30)

〔付記〕 本稿は昭和36年度文部省科学研究費交付金による研究の一部である。